

令和3年度
配分金基準等の改定について（お知らせ）

シルバー人材センター及び生きがい就労センター会員の皆様が就業した際に、お客様に請求する作業単価（配分金基準等）が、除草・清掃、草刈、植木剪定等の一部において、改定されますのでお知らせいたします。

（シルバー人材センターの適正就業ガイドライン等に基づき、単価を見直しています。）

1. 引き上げ率 0.08%～（※業務の種類によって異なります。）
2. 改定適用日 2021年（令和3年）4月1日



ご不明な点がございましたら、シルバー人材センター事務局までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】
シルバー人材センター事務局
電話 27-1100

